

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

1. 一般環境大気測定局における常時監視

(1) 事業目的

大気汚染防止法^{※1}第22条第1項に基づき、一般環境大気測定局8局の測定データをテレメータシステムにより集中管理し、大気汚染状況の常時監視（24時間）を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度に測定を行った測定局及び測定項目は表1のとおりです。

表1 県内の一般環境大気測定局一覧

区分	測定局名	市町村	設置年月	設置主体	測定項目									
					SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	NMHC	CH ₄	PM _{2.5}	風向 風速	温度 湿度
一般局	国設松江 大気環境測定所	松江市	S55.04	国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安来 一般環境大気測定局	安来市	H12.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	雲南合同庁舎 一般環境大気測定局	雲南市	H25.07	県	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	出雲保健所 一般環境大気測定局	出雲市	H11.03	県	—	○	—	○	○	—	—	○	○	○
	大田 一般環境大気測定局	大田市	H13.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	江津市役所 一般環境大気測定局	江津市	S58.03	県	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○
	浜田合同庁舎 一般環境大気測定局	浜田市	H08.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	益田合同庁舎 一般環境大気測定局	益田市	H08.03	県	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○

※平成30年度より国設松江局の維持管理は松江市が実施

(3) 参考情報

島根県の大気環境の状況

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/taiki/>

※1. 大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とした法律です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379